

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次
◇ 告示 昭和四十九年度鳥取県一般会計予算等
昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算

告示

鳥取県告示第二百二十九号

昭和四十九年二月定例県議会で二月二十一日議決された昭和四十九年度鳥取県一般会計予算、昭和四十九年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県有料道路大山環

状道路事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十九年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和四十九年度鳥取県電気事業会計予算、昭和四十九年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭和四十九年度鳥取県管理立事業会計予算、昭和四十九年度鳥取県営病院事業会計予算、昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算及び昭和四十八年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

昭和49年度鳥取県一般会計予算

昭和49年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,650,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(総経費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,500,000 千円と定める。
(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費 (賃金に係る共済費を除く。) に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県	税	11,906,151 千円

2 地方歳入	地方歳入	金額
1 県民税	1 県民税	2,645,932
2 事業税	2 事業税	2,690,478
3 不動産取得税	3 不動産取得税	587,961
4 県たばこ消費税	4 県たばこ消費税	600,745
5 娯楽施設利用税	5 娯楽施設利用税	228,498
6 料理飲食等消費税	6 料理飲食等消費税	1,636,736
7 自動車税	7 自動車税	1,598,880
8 釧区税	8 釧区税	1,510
9 狩猟免許税	9 狩猟免許税	12,042
10 自動車取得税	10 自動車取得税	856,605
11 軽油引取税	11 軽油引取税	1,036,689
12 入猟税	12 入猟税	10,075
2 地方歳入		1,422,420
1 地方道路歳入	1 地方道路歳入	1,298,304
2 石油ガス歳入	2 石油ガス歳入	124,116
3 地方交付税		29,268,288

4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	144,372	9 寄 附 金	1 寄 附 金	54,650
				10 繰 入 金	193,694
5 分担金及び負担金	1 分担金	480,907	11 繰 越 金	1 特別会計繰入金	193,694
	2 負担金	975,559		1 繰 越 金	100,000
				12 諸 収 入	7,487,993
6 使用料及び手数料	1 使用料	659,980	1 延滞金、加算金及び過料		38,385
	2 手数料	299,890		2 県 預 金 利 子	120,000
				3 公営企業貸付金元利収入	754,639
7 国庫支出金	1 国庫負担金	10,081,623	4 貸付金元利収入	5,791,718	
	2 国庫補助金	16,203,341	5 受託事業収入	394,781	
	3 委託金	308,650	6 収益事業収入	18,000	
			7 雑 入	370,470	
8 財 産 収 入	1 財産運用収入	85,501	13 県 債		1,626,000
	2 財産売却収入	350,981		1 県 債	1,626,000

54,650

193,694

100,000

193,694

100,000

7,487,993

38,385

120,000

754,639

5,791,718

394,781

18,000

370,470

1,626,000

1,626,000

1,626,000

歳入		合計		81,650,000
歳出				
款	項	金額	千円	
1 議会費	1 議会費	344,109		
	2 総務費			
	1 総務管理費	4,302,163		
	2 企画費	262,419		
	3 徴税費	651,972		
	4. 市町村振興費	268,492		
	5 選挙費	105,783		
	6 防災費	150,673		
	7 統計調査費	177,510		
3 民生費	8 人事委員会費	49,926		
	9 監査委員費	49,697		
		5,890,438		
4 衛生費				
1 社会福祉費	2,294,216			
2 児童福祉費	1,884,693			
3 生活保護費	1,705,848			
4 災害救助費	5,681			
5 労働費				
1 公衆衛生費	1,113,581			
2 環境衛生費	149,104			
3 保健所費	700,304			
4 医薬費	1,580,493			
6 農林水産業費				
1 労働政策費	139,841			
2 職業訓練費	227,812			
3 失業対策費	137,470			
4 労働委員会費	49,163			
1 農業費	11,976,125			
	3,678,489			

7 商 工 費	2 畜 産 業 費	850,244	10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	3,734,144
	3 農 地 費	4,451,210		2 警 察 活 動 費	473,531
	4 林 業 費	2,238,684		1 教 育 總 務 費	1,227,090
	5 水 産 業 費	757,498		2 小 学 校 費	8,468,504
	1 商 業 費	3,384,558		3 中 学 校 費	4,589,390
	2 工 敏 業 費	2,656,903		4 高 等 学 校 費	6,210,754
8 土 木 費	3 観 光 費	35,459	5 特 殊 学 校 費	973,775	
	1 土 木 管 理 費	129,971	6 社 会 教 育 費	403,445	
	2 道 路 橋 り よ う 費	7,645,258	7 保 健 体 育 費	144,178	
	3 河 川 海 岸 費	3,675,987	11 災 害 復 旧 費	684,048	
	4 港 湾 費	819,651	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	185,538	
	5 都 市 計 画 費	4,484,582	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	498,510	
9 警 察 費	6 住 宅 費	722,391	12 公 債 費	2,044,339	
		4,207,675	1 公 債 費	2,044,339	
			18 諸 支 出 金	744,967	

14 子 備 費	1 公 営 企 業 支 出 金	120,356
	2 娯楽施設利用税交付金	54,969
	3 自動車取得税交付金	569,642
1 子 備 費	70,000	70,000
合 計	81,650,000	

第2表 継続費補正

款 項	事業名	補 正 前		補 正 後	
		総 額	年 割 額	総 額	年 割 額
2 総務 1 総務管理費	鳥取県庁第二庁舎建設費	1,929,148	48	764,0582,045,802	48
		49	1,165,090	49	1,281,744

第3表 債務負担行為

新 規

事 項	期 間	限 度	額
看護学生等修学資金貸付金	昭和49年度から昭和51年度まで		8,820
保母修学資金貸付金	昭和49年度から昭和50年度まで		2,400

農業近代化資金利子補給	昭和49年度から昭和69年度まで	融資総額3,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和49年度から昭和55年度まで	融資総額729,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3/100に相当する金額
農村青年経営安定資金利子補給	昭和49年度から昭和56年度まで	昭和49年度に貸し付ける農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金)75,000千円に対する昭和51年度から昭和52年度までの約定償還金にあてるため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行なった額の各年度の融資残高の4/100に相当する金額
野菜価格安定対策事業補助	昭和49年度	67,224
移住者営農資金利子補給	昭和49年度から昭和58年度まで	融資総額1,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額

財団法人鳥取県造林 公社借入金損失補償	昭和49年度から損失補償に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本 113,916 千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公社が弁済を受けることができなかった元利合計額 (損失補償契約に定める遅延損害金を含む。) に相当する金額
漁業近代化資金利子 補給	昭和49年度から昭和65年度まで	融資総額 300,000 千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
中小企業設備貸与事 業に関する損失補償	昭和49年度から昭和61年度まで	財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社が中小企業近代化資金等助成法 (昭和31年法律第115号) に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額80,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額
警察職員住宅賃貸借 料	昭和49年度から昭和73年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 123,610 千円並びに同物件

第4表 地方債

育英奨学生貸付金	昭和49年度から昭和56年度まで	にかかると公社公課及び火災保険料に相当する金額の合計額
		36,480

起費の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設費	230,000千円	証券借入又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入れ年度から1年ずえ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはずえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

防災建設費 無線養護費 米子特別建設費	56,000	同	上	同上	同上	同上
医務費	58,000	同	上	同上	同上	同上
治山費	60,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。	同上	同上
漁港建設費	3,000	同	上	同上	同上	同上
道路新設改良費	37,000	同	上	同上	同上	同上
砂防費	178,000	同	上	同上	同上	同上

港湾建設費	58,000	同	上	同上	同上	同上
街路事業費	17,000	同	上	同上	同上	同上
都市開発事業費	18,000	同	上	同上	同上	同上
公園費	217,000	同	上	同上	同上	同上
公営住宅建設費	255,000	同	上	同上	同上	同上
警察施設費	8,000	同	上	同上	同上	同上
高等学校施設整備費	95,000	同	上	同上	同上	同上
治山施設災害費	37,000	同	上	同上	同上	同上
漁港施設災害費	11,000	同	上	同上	同上	同上
建設災害復旧費	140,000	同	上	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	2,000	同	上	同上	同上	同上
直轄河川事業費	46,000	同	上	同上	同上	同上
境港管理組合費	39,000	同	上	同上	同上	同上
計	1,626,000					

昭和49年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,980千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	177,189
	2 自動車管理事業収入	5,896
	3 集中管理事業収入	96,467
2 財産収入	1 財産売却収入	250
3 繰越金	1 繰越金	2,540
4 諸収入	1	1

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 用品調達事業費	176,930
	2 自動車管理事業費	6,560
	3 集中管理事業費	96,467
2 諸支出金	1 繰出金	1,950
	3 予備費	1,100
歳出合計		179,980

昭和49年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和49年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,401,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	1,389,703 千円
	合 計	1,389,703
2 繰 越 金	1 繰 越 金	12,177
	合 計	12,177
歳 入	合 計	1,401,880

歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,389,703 千円
	合 計	1,389,703

2 諸 支 出 金

予 備 費	1 債 還 金	1
3 予 備 費	1 予 備 費	12,176
合 計	合 計	12,176
歳 出	合 計	1,401,880

昭和49年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,968千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫貸付金		227
			227
			227
2 繰入金	1 一般会計繰入金		952
			952
3 繰越金	1 繰越金		10,990
			10,990
4 諸収入	1 貸付金元利収入		37,709
			37,709
			37,709
歳入	合計		49,968
			49,968

歳出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費	1 母子福祉資金貸付事業費	49,968
		49,968

歳出合計 49,968

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
修学資金貸付金	昭和49年度から昭和52年度まで	14,700 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 227	政府の定める方法による。	無利子%	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和49年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,688千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		16,117
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,117
2 繰 越 金		298
	1 繰 越 金	298
3 諸 収 入		11,273
	1 貸 付 金 元 利 収 入	11,267
	2 雑 入	6
歳 入	合 計	27,688

歳 出

款	項	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		27,688

歳 出	合 計	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		27,688

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	金 額
修学資金貸付金	昭和49年度から昭和52年度まで		千円 3,192

昭和49年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,662,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫補助金	30,000
	1 国庫補助金	30,000
2 繰入金	1 一般会計繰入金	417,500
	1 一般会計繰入金	417,500
3 繰越金	1 繰越金	21,791
	1 繰越金	21,791
4 諸収入	1 県預金利子	1,492
	2 貸付金元利収入	481,744
	3 雑収入	2,458
5 県債	1 県債	707,090
	1 県債	707,090
歳入	合計	1,662,075

歳 出

款	項	金額 千円
1 中小企業近代化資金貸付金	1 中小企業近代化資金貸付金	1,662,075
	1 中小企業近代化資金貸付金	1,662,075
歳出	合計	1,662,075

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	707,090	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1	中小企業振興事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。

昭和49年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ421,809千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額		
			金	千円	
1 国 庫 支 出 金		1 国 庫 補 助 金		72,375	
2 繰 入 金		1 一 般 会 計 繰 入 金		51,996	
3 繰 越 金		1 繰 越 金		1,000	
4 諸 収 入 金		1 貸 付 金 元 利 収 入		296,437	
			2 雑 入		1
				合 計	
歳 出					
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	款	項	金	額	
				千円	
		1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		421,809	

歳 出 合 計 421,809

昭和49年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算
 昭和49年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,580千円と定める。
 - 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額	
			金	千円
1 繰 入 金		1 一 般 会 計 繰 入 金		1,240
				1,240
2 繰 越 金		1 繰 越 金		32,339
				32,339
3 諸 収 入 金		1 雑 入		1
			合 計	

歳 出

款	項	金 額 千円
1 畜産経営特別資金助成費		33,580
	1 畜産経営特別資金助成費	33,580
合 計		33,580

昭和49年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,288千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 財 産 収 入		64,834

歳 出

2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	16,974
	2 財産運用収入	1
3 繰 越 金	1 繰 越 金	112,631
	2 繰 越 金	112,631
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	18,157
	2 雑 収 入	3,692
5 県 債	1 県 債	64,000
	合 計	280,288

1 県 営 林 事 業 費

款	項	金 額 千円
1 県 営 林 事 業 費		276,728

職員費	47,254
1 職員費	47,254
2 造林事業費	11,713
3 保育事業費	95,435
4 処分事業費	10,869
5 公有林野分収造林事業費	100
6 管理事業費	11,357
7 繰出金	100,000

2 公債費	3,560
1 公債費	3,560
歳出合計	280,288

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	千円 64,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起	10以内%	借入年度から20年すえ置き、以後10年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又

債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。
計 64,000	

昭和49年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,595千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料		千円 49,028
			49,028

2	繰 入 金	1 一般会計繰入金	2,491
3	繰 越 金	1 繰 越 金	1
4	諸 収 入	1 雑 入	3,075
歳 入 合 計			54,595

1	事 業 費	1 事 業 費	44,439
2	公 債 費	1 公 債 費	10,156
歳 出 合 計			54,595

昭和49年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,104千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1	事 業 収 入	1 事 業 収 入	26,403
2	繰 入 金	1 一般会計繰入金	3,675
3	繰 越 金	1 繰 越 金	1
4	諸 収 入	1 雑 入	25
歳 入 合 計			30,104

歳出

款	項	金額 千円
1 有料道路大山環状道路費	1 有料道路大山環状道路費	14,027
	1 事	14,027
2 公債費	1 公債費	16,077
	1 公債費	16,077
歳出	合計	30,104

昭和49年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,162千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1 事業収入		10,109

歳入

款	項	金額 千円
1 歳入	1 歳入	10,109
	1 歳入	10,109
2 繰入金	1 一般会計繰入金	17,048
	1 一般会計繰入金	17,048
3 繰越金	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	4
	1 雑収入	4
歳入	合計	27,162

歳出

款	項	金額 千円
1 有料道路三朝高原道路費	1 有料道路三朝高原道路費	5,829
	1 有料道路三朝高原道路費	5,829
2 公債費	1 公債費	21,333
	1 公債費	21,333
歳出	合計	27,162

昭和49年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,693千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		13,693
	1 雑 入	13,693
歳 入	合 計	13,693

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		13,693
	1 公 債 費	13,693
歳 出	合 計	13,693

昭和49年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和49年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,796千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		30,542
	1 事 業 収 入	30,542
2 繰 入 金		32,241
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,241
3 繰 越 金		3
3 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
4 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	62,796

歳 出		
款	項	金 額 千円
1 県営駐車場事業費		62,796
	1 県営駐車場管理費	62,796
歳 出	合 計	62,796

昭和49年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和49年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,044千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額 千円
1 財 産 収 入		78,977
	1 財産売却収入	78,977
2 繰 越 金		5,066

歳 入		
3 諸 収 入	1 繰 越 金	金 額 千円
1 雑 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	84,044

歳 出

款	項	金 額 千円
1 県立学校農業実習費		84,044
	1 県立学校農業実習費	84,044
歳 出	合 計	84,044

昭和49年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和49年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,088千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫委託金	100
	合計	199,098
2 財産収入	1 財産売却収入	100,107
	合計	100,107
3 繰入金	1 一般会計繰入金	98,889
	合計	98,889
4 繰越金	1 繰越金	1
	合計	1
5 諸収入	1 雑収入	1
	合計	1
歳入合計		199,098
歳出		
1 県立学校水産実習船費	1 県立学校水産実習船費	199,098

1 県立学校水産実習船費 199,098

歳出合計 199,098

昭和49年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和49年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1 分担金及び負担金	1 負担金	1,105
	合計	1,105
2 繰入金	1 一般会計繰入金	1,105
	合計	2,210

歳 出 款	項	金 額
1 中海地区新産業 建設協議会費		千円
		2,210
	1 中海地区新産業 建設協議会費	2,210
歳 出 合 計		2,210

昭和49年度鳥取県管電氣事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和49年度鳥取県管電氣事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 112,008,000 KWH

(2) 袋川発電所調査費 1,500千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電氣事業収益 476,233千円

第1項 営業収益 474,022千円

第2項 営業外収益 2,211千円

支 出

第1款 電氣事業費 448,845千円

第1項 営業費用 325,560千円

第2項 営業外費用 123,285千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額119,791千円は当年度分損益勘定留保資金79,560千円、当年度利益剰余金廻分額22,000千円及び過年度分損益勘定留保資金18,231千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的收入 201千円

第1項 固定資産売却代金 1千円

第2項 投資償還金 200千円

支 出

第1款 資本的支出 119,992千円

第1項 建設改良費 1,800千円

第2項 企業債償還金 118,192千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の

議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 198,193千円
- (2) 交際費 470千円

(利益剰余金の処分)

第7条 当年度利益剰余金のうち22,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金
- (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和49年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 18,419,200立方メートル
- (2) 日野川工業用水道建設事業工事費 35,870千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金12,252千円を借り入れる。

収入

- 第1款 工業用水道事業収益 129,601千円
- 第1項 営業収益 88,366千円
- 第2項 営業外収益 41,235千円

支出

- 第1款 工業用水道事業費 177,707千円
- 第1項 営業費用 99,306千円
- 第2項 営業外費用 78,401千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 資本的収入 97,102千円
- 第1項 企業債 20,000千円
- 第2項 出資金 16,036千円
- 第3項 他会計からの長期借入金 49,856千円
- 第4項 建設助成金 11,200千円
- 第5項 建設収入 10千円

支出

- 第1款 資本的支出 97,102千円
- 第1項 建設改良費 35,870千円
- 第2項 企業償還金 61,232千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 20,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から5年すえ置き、じ後25年度間に償還するものとする。 ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 47,008千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、41,014千円である。
(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和49年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 米子港旗ヶ崎地区埋立事業 工事費 1,186,848千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 埋立事業収益 9,777千円
- 第1項 営業収益 10千円
- 第2項 営業外収益 9,767千円

支

- 第1款 埋立事業費 34,289千円
- 第1項 営業費用 900千円
- 第2項 営業外費用 33,389千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 170,898千円は過年度分借益勘定留保資金で補てんするものとする。)

第1款 資本的収入	1,187,208千円
第1項 企業債	1,186,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	1,198千円
第3項 建設収入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,358,106千円
第1項 建設改良費	1,188,046千円
第2項 企業債償還金	170,060千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
埋立事業費に充当	1,186,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。	10以内	借入年度から2年ずつえ置き、その後8年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置

ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができるとする。

き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるところとする。
--

(一時借入金)

第6条 一時借入金 の限度額は、1,292,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 38,157千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和49年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	598床
(2) 年間入院患者数	184,325人
(3) 年間外来患者数	242,055人
(4) 一日平均入院患者数	505人
(5) 一日平均外来患者数	815人
(6) 主要な建設改良事業	県立中央病院移転新築事業 582,000千円 医療機器備品 30,500千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	2,279,745千円
第1項 医業収益	1,964,173千円
第2項 医業外収益	285,872千円
第3項 看護婦養成所収益	29,700千円

支 出	
第1款 病院事業費用	2,332,673千円
第1項 医業費用	2,263,798千円
第2項 医業外費用	39,175千円
第3項 看護婦養成所費用	29,700千円
(資本的收入及び支出)	
第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	

収 入

第1款 資本的收入	1,607,797千円
第1項 出資金	249,128千円
第2項 他会計からの借入金	754,639千円
第3項 固定資産売却代金	30千円
第4項 企業債	562,000千円
第5項 補助金	42,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,607,797千円
第1項 建設改良費	757,893千円
第2項 企業債償還金	95,265千円
第3項 他会計からの借入金償還金	754,639千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法
病院事業費に充当	562,000	証券借入れ又は証券運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債	10以内	借入年度から5年すえ置き、以後20年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ

額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	逆き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。
-------------------------------	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額650,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,373,957千円
- (2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 73,615千円
- (2) 新病院移行に要する経費にあてるため 52,770千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、727,285千円と定める。

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算

昭和48年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,669,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	26,363,776	312,087	26,675,863
	2 負担金	1,324,200	592	1,324,792
5 分担金及び	2 負担金	1,324,200	592	1,324,792
6 使用料及び		869,338	1,593	864,931

7 国庫支出金	1 使用料		587,356	1,593	588,949
	30,360,510	122,780			
1 国庫負担金	9,737,794	58,824	9,796,618		
	20,419,555	61,297	20,480,852		
	3 委託金	203,161	2,659	205,820	
8 財産収入	418,406	924	419,330		
	1 財産運用収入	69,021	377	69,398	
2 財産売却収入	349,385	547	349,932		
	10 繰入金	238,576	250,000	488,576	
2 基金繰入金	110,000	250,000	360,000		
	12 諸収入	6,749,230	32,167	6,781,397	
7 雑収入	306,116	32,167	338,283		
	13 県債	6,149,000	414,000	6,563,000	
1 県債	6,149,000	414,000	6,563,000		
	歳入合計	85,534,993	1,134,143	86,669,136	

歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	円	千円	円	
2 総務費	1 総務管理費	4,811,112	134,381	4,945,493			
		3,329,528	15,771	3,345,299			
		234,649	38,180	272,829			
		224,016	80,000	304,016			
		125,338	430	125,768			
		5,867,507	127,976	5,995,483			
		2,683,029	55,995	2,739,024			
3 民生費	1 社会福祉費	1,863,129	65,230	1,928,359			
		1,316,346	6,751	1,323,097			
		3,279,125	514,684	3,793,809			
4 衛生費	1 公衆衛生費	1,128,875	481,967	1,610,842			
		276,911	23,817	300,728			
		1,170,012	8,900	1,178,912			
		496,672	100	496,772			
5 労働費	4 医薬費	1,170,012	8,900	1,178,912			
		496,672	100	496,772			

6 農林水産業費	1 労 政 費		131,589	100	131,689
	1 農 業 費	2 畜 産 業 費			
	15,248,145	6,259			15,254,404
	4,315,832	459			4,316,291
	900,577	5,800			906,377
7 商 工 費			5,443,027	2,812	5,445,839
	2 工 鉱 業 費		2,613,823	2,812	2,616,635
8 土 木 費			22,240,403	33,840	22,274,243
	4 港 湾 費		1,255,161	20,000	1,275,161
	5 都 市 計 画 費		5,587,153	12,600	5,599,753
	6 住 宅 費		893,405	1,240	894,645
10 教 育 費			19,955,100	314,091	20,269,191
	4 高 等 学 校 費		5,945,246	314,091	6,259,337
歳 出 合 計	85,534,993	1,134,143			86,669,136

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
農村地域工業導入資金 利子補給	昭和48年度から昭和55 年度まで	融資総額82,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の1.3/100に 相当する金額	千円

2 変 更

補 正 前		補 正 後	
事 項	期 間	限 度 額	限 度 額
県立倉吉西高 等学校整備費	昭和48年度から 昭和49年度まで	千円 362,983	千円 463,556
		県立倉吉西高 等学校整備費	昭和48年度から 昭和49年度まで

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 利 率	限 度 額	起 債 の 利 率
高等学校施設 整備費	千円 450,000	%	千円 701,000	%
健康増進セン ター建設事業 費	0		千円 163,000	10以内

証書借入れ
又は証券発
行の方法に
より資金運
用部、郵政
省、その他
より借入れ

借入年度か
ら1年すえ
置き、以後
24年度間に
償還するも
のとする。
ただし、県

					するものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	財政その他の都合により置き、及び償還年限を短縮して起債し、あるいは償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	6,799,000			7,213,000		

昭和48年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算
 昭和48年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (債務負担行為の補正)
 第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正
 変更

補正前	補正	後			
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
畜産経営特別資金利子補給	昭和48年度から昭和50年度まで	千円 34,770	畜産経営特別資金利子補給	昭和48年度から昭和50年度まで	千円 38,633

昭和48年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和48年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(業務)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数	182,500人	△6,909人	175,591人
(3) 年間外来患者数	240,188人	△32,221人	207,967人
(4) 一日平均入院患者数	500人	△19人	481人
(5) 一日平均外来患者数	806人	△107人	699人

(収益的収入及び支出の補正)
 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	1,850,548千円	△162,138千円	1,688,410千円
第1項 医業収益	1,631,665千円	△166,675千円	1,464,990千円
第2項 医業外収益	191,851千円	4,249千円	196,100千円
第3項 看護婦養成所 収	27,032千円	288千円	27,320千円
支		出	
第1款 病院事業費用	1,910,522千円	122,559千円	2,033,081千円
第1項 医業費用	1,844,960千円	119,412千円	1,964,372千円
第2項 医業外費用	38,530千円	2,859千円	41,389千円
第3項 看護婦養成所 費	27,032千円	288千円	27,320千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,858,887千円	3,900千円	1,862,787千円
第1項 出資金	226,522千円	3,900千円	230,422千円
支		出	
第1款 資本的支出	1,858,882千円	3,900千円	1,862,782千円
第1項 建設改良費	1,292,349千円	3,900千円	1,296,249千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条中職員給与費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,128,552千円	6,733千円	1,135,285千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第8条に定めた補助金の額を次のように改める。

(補助の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 看護婦養成所の施設整備にあてるため	250千円	88千円	338千円
(4) 医療外雑損失補てんにあてるため	0千円	2,000千円	2,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「573,183千円」を「673,478千円」に改める。

鳥取県公報第二四三三号

昭和四十八年十二月二十一日専決処分した昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 田 昌 次

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算

昭和48年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正
追加

事項	期	間	限	度	額
西部武道館建設費	昭和48年度から	昭和49年度まで			159,000 千円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】